

夫婦共同扶養の場合における 被扶養者の認定

夫婦の年間収入の差額が、収入の多い方から見て1割以内の場合

年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となることのないよう、厚生労働省から「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」の通知が発出されました。

令和3年8月1日以降の申請から次のとおり取り扱いますのでお知らせします。



【被扶養者の扶養替えについて】

- 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合は、特例的に被扶養者を異動しないこととされました。
- 被扶養者の認定取消は、年間収入が多くなった被保険者の加入する健康保険組合等が認定することを確認してから処理を行うこととなります。
- 当組合が被扶養者の認定を行う場合は、原則として扶養替えの申し出のあった翌月1日からとします。

育児休業手当金・介護休業手当金の 給付日額上限額が変更になりました

育児休業手当金・介護休業手当金の給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、令和3年8月から次のとおり変更になりました。

● 給付日額上限額

育児休業手当金

67%支給期間 13,896円 → **13,722円**

50%支給期間 10,370円 → **10,240円**

※標準報酬月額が47万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

介護休業手当金

15,294円(支給率67%) → **15,102円**

※標準報酬月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

休業給付について
詳しくはこちら



お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

● 協定保養所の閉館のお知らせ

地域	施設名	閉館日
京都府	ホテルセントノーム京都 (京都府市町村職員共済組合)	令和3年9月30日